

2024年版ちばしエコライフカレンダー製作業務委託企画提案実施要項

1 趣 旨

この要項は、「2024年版ちばしエコライフカレンダー製作業務委託」を行う事業者を、プロポーザル方式（書面審査）により選考するための手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 目 的

環境保全については、私たち一人一人が地球環境に配慮したライフスタイルへの転換を図るとともに、市民の環境保全に対する理解を深めるためことを目的とした「ちばしエコライフカレンダー」を製作する。

3 委託業務

- (1) 件 名 2024年版ちばしエコライフカレンダー製作業務委託
- (2) 内 容 別紙「2024年ちばしエコライフカレンダー製作業務委託仕様書」のとおり
- (3) 製作冊数 25,000部
- (4) 納 期 脱炭素推進課納入分 令和5年11月 9日（木）
区役所等直送分 令和5年11月16日（木）
※ 上記の納期は参考とし、納期の詳細については協議を行うこととする。
※ 納品場所内訳については、2024年版ちばしエコライフカレンダー配布内訳のとおり。
- (5) 委 託 料 1,696,750円（消費税込）を上限とする。

なお、仕様書記載のとおり、カレンダーの所定の位置に、市が公募した有料広告を掲載することとし、その広告料は千葉市の収入となる。ただし、有料広告の内容については、脱炭素推進課と協議をすること。

4 応募資格

次に掲げる要件に全てに該当する法人とする。

- (1) 令和4・5年度千葉市入札参加資格者名簿に、地区区分を「市内」として登録していること。
- (2) ISO14001若しくはエコアクション21の認証・取得又は千葉市地球環境保全協定の締結事業者であること。
- (3) 平成30年度から令和4年度までに、環境保全に関連した冊子の印刷業務を受託した実績があること。
- (4) 企画提案書等の提出期限から、事業者の決定の日までの間において、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置等を受けていないこと。

(5) 以下のアからタまでのいずれにも該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- ウ 企画提案書類の提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者
- ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- ケ 法人税等並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- コ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、企画提案書類の受付開始日から審査結果の通知の日までの間に受けている者
- サ 役員等（法人の代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- シ 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ス 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- セ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ソ 役員等が、暴力団、暴力団員又は(サ)から(セ)に該当する法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- タ 千葉市暴力団排除条例（平成24年第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

5 スケジュール（予定）

- | | | |
|----------------|--------------|------------------|
| (1) 参加申込受付開始 | 令和5年7月7日（金） | |
| (2) 質問書の受付締切 | 令和5年7月12日（水） | 正午まで |
| (3) 質問書の回答 | 令和5年7月12日（水） | 午後5時までにホームページで公開 |
| (4) 参加申込受付締切 | 令和5年7月18日（火） | 午後5時まで |
| (5) 参加資格確認結果通知 | 令和5年7月19日（水） | |
| (6) 企画提案書の提出 | 令和5年7月31日（月） | 午後5時まで |
| (7) 選定結果の通知 | 令和5年8月8日（火） | |

※日程については、進捗状況等により変動する可能性がある。

6 参加申込

- (1) 参加申込受付期間 令和5年7月18日（火） 午後5時まで（必着）
(受付時間：土曜、日曜を除く平日の午前9時から午後5時)
- (2) 提出方法 千葉市役所 新庁舎高層棟7階 脱炭素推進課まで持参又は郵送すること。
- (3) 参加申込に必要な書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ ISO14001若しくはエコアクション21の認証登録書の写し又は千葉市地球環境保全協定書の写し

エ 平成30から令和4年度までに、環境保全に関連した冊子の印刷業務を受託した際の契約書及び仕様書の写し

※ 見積書及び積算内訳書につきましては参加資格確認後の企画提案書の提出時に頂きます。

（4）参加資格確認結果通知の送付

上記により提出を受けた書類に基づき、参加資格の確認を行い、令和5年7月19日（水）までに、企画提案選考会への参加の可否について、電子メール及び書面（様式4）により通知する。

7 質問書の受付

本件募集では、説明会を実施しないため、本実施要項及び仕様書等の内容について、不明な点が生じた場合には、下記により質問すること。

（1）受付期間 令和5年7月10日（月）午前10時から令和5年7月12日（水）正午まで

（2）質問方法 「質問書」（様式3）により、電子メールで送信すること。

（3）回答方法 千葉市のホームページで公表する。

8 企画提案書の提出

（1）提出期限 令和5年7月31日（月）午後5時まで（必着）

（受付時間：土曜、日曜を除く平日の午前9時から午後5時）

（2）提出物

ア 企画提案書 7部（社名を記名押印したもの1部、無記名のもの6部）

内 訳（ア）企画の概要・要旨等 A4判（縦長・横長どちらでも可）10枚以内

（イ）原 案 A3判見開き（表紙・裏表紙、2月、8月）

イ 見積書 1部（積算内訳添付）

（3）提出方法 持参又は郵送により提出すること。

（4）提出先

〒260-8722

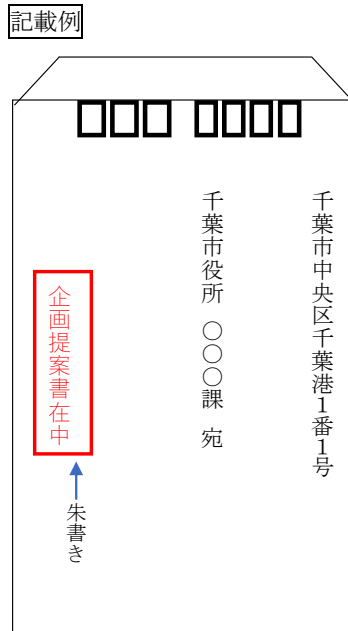
千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所 新庁舎高層棟7階

千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課

電話 043-245-5199

(5) 郵送方法

- 提出書類は、書留郵便により送付すること。書留郵便によらない場合は失格となる。
- 提出書類の到着期限は、令和5年7月31日（月）午後5時までとし、期限までに提出先に到着しない場合は失格となる。
- 郵送に要する費用については、すべて応募者の負担とする。
- 提出書類の入った封筒の表には、朱書きで「企画提案書在中」と記載すること。



(6) 持参する場合

- 提出先に直接持参すること。
- 提出期限は、令和5年7月31日（月）午後5時までとする。提出期限後は受け付けない。

(7) その他

- ア 企画提案書の作成に係る経費については、提案者の負担とする。
- イ 企画提案は、各社1案とする。
- ウ 提出された企画提案書は、返却しない。
- エ 企画提案書は、審査終了後、公表されることがある。
- オ 事故等について千葉市は責任を負わない。書類の不備により受理できない場合も同様とする。

9 選考方法

(1) 千葉市が設置する、ちばしエコライフカレンダー選考委員会において審査を行う。

(2) 選定基準については、以下のとおりとする。

項目	製作目的との整合性	全体構成力	意識啓発効果	オリジナリティ (デザイン・インパクト)
評価 基準	本事業の趣旨を十分理解した上で、作成されたものであるか。	カレンダー部分と環境に関する記載とのバランスが適切であり、見やすいか。	CO ₂ 削減などの環境保全につながる具体的な行動が示されているか。	年齢や性別を問わず親しみやすいデザインであり、市民を惹きつけるようなものであるか。
委員 採点	各項目、0から5点まで1点単位で採点する。(最高点が5点)			

(3) 審査方法については、以下のとおりとする。

ア 採点者毎にそれぞれの企画案について合計点を求め、最高点を獲得した企画案に1票が入る。

イ 票を最も多く獲得した企画案に決定する。

ウ 最多票数の企画案が複数ある場合には、それらの企画案について、再度1回に限りア～イの審査を行う。

エ ウによっても優劣がつかない場合には、見積金額が一番低い企画案に決定する。

オ エによっても企画案が決定しない場合は、くじ引きにより決定する。

カ 応募した者が1者の場合は、上記と同様に審査を行い、採点者の平均得点が12点以上となった場合に採用とする。

(4) 応募した者が、次の事項に該当した場合は、失格とする。

ア 参加申込書、誓約書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合

イ 見積額が3(5)に記載する委託料を超過した場合

ウ その他、応募した者が委託業務を遂行するにあたり、著しい問題があると千葉市が判断した場合

10 結果通知について

令和5年8月8日(火)までに結果を通知する。

11 参考資料

ちばしエコライフカレンダー(2023年版)についてはホームページで参照できる。

<https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/somu/2023calendarhai fu.html>

担当：脱炭素推進課 企画班 酒井

(電話：245-5199 FAX 245-5557)

メール：datsutanso.ENP@city.chiba.lg.jp